

# 野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）に対するパブリック・コメント手続の意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

## 1 政策等の題名

野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

## 2 意見の募集期間

令和3年7月16日（金）から令和3年8月18日（水）まで

## 3 意見の募集結果

① 提出者数・意見数		1人	3件
② 提出方法	直接持参	1人	2件
	郵送	0人	0件
	F A X	1人	1件
	Eメール	0人	0件
③ 計画等に反映した意見			1件

## 4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	第3条（業務） 第4号の「もみ殻の加工に関すること。」に、もみ殻の収集を追加してはどうか。	ご意見のとおり、堆肥センターでは、業務としてもみ殻の収集を実施しております。このため、第3条第4号は、「収集」を追加し、「もみ殻の収集及び加工に関すること。」に修正いたします。	修正あり
2	第6条（利用の登録） 「堆肥を利用する場合は登録が必要です。」を明記してはどうか。	堆肥の利用については、第4条第2項に「センターで生産された堆肥を利用することができるものは、農業者、農業団体及び植木生産業者とする。ただし、市内のほ場で堆肥を利用する場合に限る。」と規定し、運用上、利用の可否を確認するため登録の上でご利用いただいているところであり、現在のところ、この運用に支障は生じておりません。	修正なし

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		このため、あえて、規定を明記する必要はないことから、素案の修正は行いません。	
3	<p>第11条（利用の制限等）</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律。を明記してはいかがか。</p>	<p>施設における暴力団の排除に関する措置につきましては、野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第10条の規定に基づき実施しております。</p> <p>よって、素案の修正は行いません。</p>	修正なし